

【別添3】

国土入企第1号  
平成29年6月1日

各都道府県主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

(建設業担当課扱い)

各政令指定都市主管担当部局長 殿

(契約担当課扱い)

(建設業担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第一版）等について

公共建築工事の発注にあたっては、『官公庁施設整備における発注者のあり方について』の答申（社会資本整備審議会）について」（平成29年1月24日付け国土入企第20号）を通知し、同答申を参考に取り組んでいただくようお願いをしてきたところです。

今般、同答申のうち「Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割」を対象に解説した「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第一版）がとりまとめられ、別添1のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されましたのでお知らせします。

また、同解説書においても参考資料とされている「入札時積算数量書活用方式」については、平成29年3月14日、「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について」が別添2のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、公共建築工事の発注にあたりこれらを参考として頂くようお願い致します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（政令指定都市は除く。）に対して、本通知の周知をお願いいたします。

なお、別添3、4のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。